合同チーム編成について

☆　大会要項に書きましたとおり，本大会では「合同チーム」の編成について，以下のように認めます。趣旨ご理解の上，よろしくお願い申し上げます。

１．編成にあたっての基本的な考え

１ 団体でチーム編成が困難な場合につき，複数団体による合同チームの編成を認める。

選抜・強化のための合同チーム編成は、認めない。

(例１)　東都剣心会　２チーム編成。

他に出場希望者１名が武徳徹心会　２名と合同チーム１チームを編成。

→　**認められる。**　　＊一方の団体がチーム編成できないため。

（例２）南斗七星会２名，空心館４名で１チーム（補員１名含む）編成

→　**認められる。**　　＊一方の団体がチーム編成できないため。

（例３）北海剣友会　４名、玉竜スポーツ少年団４名で

合同チーム(Ａチーム５名、Ｂチーム３名)を２チーム編成

→　**認められない**　＊どちらの団体も、４名いれば、チーム編成が可能だから。

２．編成した場合の取り扱い　等

（１）　申し込みは、編成した団体のいずれかを通じて行う。

（２）　編成した場合のチーム名は、「北海・玉竜」のように編成し合った団体がわかるようにすること。

（３）　参加責任者、監督、参加料の分担等については、編成し合った団体どうしで確認すること。

（４）　合同チーム編成をする場合、団体間で連絡を取り合って編成をすること。大会事務局で、編成のための仲介はしない。

３．その他

合同チーム編成についての問い合わせは、大会事務局まで連絡すること。